

社会福祉法人 広島県共同募金会

広島県共同募金配分規程

第1条 共同募金は募金者の意向を尊重し、適正に配分するものとする。

第2条 共同募金の配分は、別に定められたものの他、本規程によるものとする。

第3条 共同募金は、次の分類により配分するものとする。

- ① 民間社会福祉施設配分
- ② 民間保育所配分
- ③ 県域民間福祉団体配分
- ④ 一般民間福祉団体配分
- ⑤ 地域福祉推進特別事業配分
- ⑥ 市町域配分

なお、上記6種の配分基準は別途定めるものとする。

2 災害等準備金の配分の取り扱いについては別途定めるものとする。

3 テーマ募金の取り扱いについては別途定めるものとする。

第4条 前条の団体等の配分対象は、別に定める広島県共同募金配分先基準によって、配分委員会の承認を得て、理事会及び評議員会でこれを決定する。

第5条 配分を受ける団体等に対する配分金は、配分基準によって、配分委員会の承認を得て、理事会及び評議員会でこれを決定する。

付 則

本規程は、昭和26年8月1日より施行する。

平成12年2月より施行する。

平成22年2月改正、同年4月1日から施行する。

令和元年6月12日一部改正、同日から施行する。

令和2年3月11日一部改正、同年4月1日から施行する。